

ローカルルール(一般用)

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示し、その区域内に球・スタンスが入っている場合、プレーヤーは必ず救済を受けなければならない。
3. ウォーターハザードは黄杭(小)または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界とする。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなし、カート道路全体がコンクリート舗装の場所では、全面をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路に止まった場合、プレーヤーはゴルフ規則 24-2b (i) の救済を受けなければならない。スタンスがかかる場合は、救済を受けることができる。
6. 人工の表面をもった道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 2番と4番ホール、3番と4番ホール、13番と15番ホール間の白杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしているホール以外のコースに止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。
8. 6番と8番ホールに於いて、球がラテラル・ウォーターハザードに入った場合、競技者は1罰打を付加し、特設ティーより第3打としてプレーすること。
9. 隣接ホールに出た打球は、1罰打を付加して平行に移動し、ラフのホールに近づかない箇所にドロップすること。隣接ホールとの境界は舗装道路(側溝を含む)のプレー中のホール側サイド又は黄杭(大)の内側とする。
10. 6番、11番、12番、13番、14番ホールに於いて、第1打の球がアウトオブバウンズの場合、特設ティーより第4打としてプレーすること。
11. 11番ホールに於いて第1打の球が右ワンペナルティーの場合、特設ティーより第3打としてプレーすること。
12. パッティンググリーン周りのスプリングラーヘッド等は、動かさない障害物とする。球がスルーザグリーンにある場合で、パッティンググリーンから2クラブレンジ以内にある固定スプリングラーヘッド等は、球がその固定スプリングラーヘッド等から2クラブレンジ以内にあり、プレーの線上にかかっているときは、罰なしに拾い上げてスプリングラーヘッド等を避けてハザード内でもパッティンググリーン上でもない場所で球があった箇所に最も近い所にドロップすることができる。(球がハザード内にある場合を除く)
グリーン周りにある基点(グリーン手前と奥にある黄色の埋め込みポイント)は動かさない障害物とする。
13. パー3のホールに限り、コールオン方式を採用する。

[処置・説明]

コールオン方式：パー3のホールに限り、プレーのペースを全体的にスピードアップするため、先行組のプレーヤーは、自分の組の誰もまだパットを始めていない段階で後続組のプレーヤー全員がティーインググラウンドまで来ている場合、パッティンググリーン上にある球の位置をマークして全て拾い上げ、後続組のプレーヤー全員がティーショットをすませるまでプレーを控え後続の組にティーインググラウンドからプレーさせることができる。

先行組からプレーするように求められ後続組がそれに応じた時はその段階で後続組の各プレーヤーは自分の球が他のプレーヤーのプレーを妨げたり援助する事になりそうと思われる時は「何時でもその球を拾い上げて良い」との許可を先行組のプレーヤーに与えたものとみなす。

14. グリーンにおいては、パター以外のクラブの使用を禁止する。但し、公式競技を除く。また、故意による場合を除き、パターが破損、紛失した場合は、パター以外のクラブの使用を認める。

ローカル・ルールの変更、追加はクラブハウスの所定場所に掲示する。上記以外はすべて JGA 規則による。

以上

平成 26 年 7 月 1 日実施
平成 27 年 1 月 22 日 第 12 項 処置説明追加